

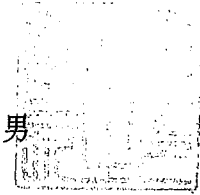
岡山市告示第 26号

町の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成24年1月22日から、本市北区内の次の表変更前の特例区名及び町名の欄に掲げる土地に係る町の名称を同表変更後の町名の欄のように変更することとしたので、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）第2条及び別表第1第6項口並びに同法第260条第2項の規定により告示する。

平成 23 年 / 月 18 日

岡山市長 高 谷 茂 男



変更前の特例区名及び町名		変更後の町名
特例区名	町名	
建部町	市場	建部町市場
〃	大田	建部町大田
〃	小倉	建部町小倉
〃	川口	建部町川口
〃	桜	建部町桜
〃	三明寺	建部町三明寺
〃	品田	建部町品田
〃	下神目	建部町下神目
〃	建部上	建部町建部上
〃	田地子	建部町田地子
〃	鶴田	建部町鶴田
〃	角石畝	建部町角石畝
〃	角石谷	建部町角石谷
〃	富沢	建部町富沢
〃	中田	建部町中田
〃	西原	建部町西原
〃	土師方	建部町土師方
〃	福渡	建部町福渡
〃	豊楽寺	建部町豊楽寺
〃	宮地	建部町宮地
〃	吉田	建部町吉田
〃	和田南	建部町和田南